

令和3年度 予防接種のご案内

◆高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種(定期予防接種)

※定期接種とは、予防接種法に基づき国が接種を強く勧めている予防接種のことです。

対象者	①令和3年度に下記年齢となるかた 65歳：昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 生まれ 70歳：昭和26年4月2日～昭和27年4月1日 生まれ 75歳：昭和21年4月2日～昭和22年4月1日 生まれ 80歳：昭和16年4月2日～昭和17年4月1日 生まれ 85歳：昭和11年4月2日～昭和12年4月1日 生まれ 90歳：昭和6年4月2日～昭和7年4月1日 生まれ 95歳：大正15年4月2日～昭和2年4月1日 生まれ 100歳：大正10年4月2日～大正11年4月1日 生まれ ②満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能または HIV ウイルスによる免疫機能に障害があり、その障害が身体障害者手帳1級に相当するかた(医師の診断書または身体障害者手帳の写しが必要です) ※過去に成人用肺炎球菌ワクチン(23価)の接種を受けたことがあるかたは対象になりません。
接種期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
自己負担額	2,500円(助成額 5,640円)
申込み	65歳になるかた：接種に必要な書類は郵送します。 70歳以上のかた：接種希望のかたは、健康子ども課で接種に必要な書類を配付します。

◆日本脳炎ワクチン予防接種

<日本脳炎ワクチンの供給量減少について>

製造上の都合により、令和3年度の特に前半において、日本脳炎ワクチンの供給量が大幅に減少することが見込まれています。

供給が安定するまでの間、4回接種のうち、1期の2回接種(1回目および2回目)および、定期接種として接種が受けられる年齢の上限が近づいている場合などを優先して対応しますので、すぐに接種を受けられない可能性があります。なお、令和4年度には供給量増産の見込みです。

<接種勧奨差し控えにより受けられなかったかたへ無料接種のご案内>

平成17年5月30日から平成22年3月31日まで、積極的な接種勧奨を差し控えたことにより、日本脳炎予防接種4回(1期3回および2期1回)の接種が完了していないかたは無料で接種できます。

対象者	①平成9年4月2日～平成19年4月1日 生まれのかた ②平成19年4月2日～平成21年10月1日 生まれで、7歳6か月までに1期(3回)を完了できなかったかた
接種内容	①のかたは、20歳の誕生日の前日までに4回のうち不足分の接種が受けられます。 ②のかたは、不足している回数を2期の対象年齢の間(9歳～13歳になる前日)に接種が受けられます。
費用	無料
申込み	接種希望のかたは、母子健康手帳を持参し健康子ども課へお越しください。

◆子宮頸がん予防ワクチン接種

現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていませんが、定期接種としてワクチン接種を受けることは可能です。接種にあたっては、有効性とリスク(接種による副反応)を理解した上でお受けください。

対象者	小学6年生～高校1年生相当の女子 <u>標準的な接種時期：中学1年生の女子</u>
回数	3回接種
費用	無料
申込み	接種希望のかたは、母子健康手帳を持参し健康子ども課へお越しください。

問合せ 健康子ども課 健康づくり担当 ☎62-1288